関西学生ゴルフ連盟競技規定

平成３０年１月制定

第１章　　総則

第１条
本規定は関西学生ゴルフ連盟の主催する競技会に於いて適用する。
但し本規定は協議会の運営に対する適用を趣旨とし、ルール上は日本ゴルフ協会(以下 JGA)発行のゴルフ規則アプリによる。

第２条
大会委員は、学生委員に於いて委嘱する。

第３条
競技日程は、学生委員会に於いて決定する。

第２章　　競技者

第４条
競技会参加資格は次の通りとする。
本連盟の加盟員でアマチュアたる資格を有し、且つ本連盟に競技者として登録した者。

第５条
競技会参加資格は次の場合これを失う。

１. JGA からアマチュアたる資格を停止、又は剥奪された者。
２. 本連盟より競技者たる資格を停止、又は剥奪された者。
３. 在籍校より停学、その他の処分を受け、未だ処分の解除を受けぬ者。
４. 連盟加入初年度より４年を経過した者。
５. 修得単位が１年終了時１６単位、２年終了時３２単位、３年終了時４８単位未満の者。
６. 日本プロゴルフ協会(以下 PGA)のプロテストを受験した者。また、日本および他国の主催するクォファイングトーナメント(以下 QT)を受験した１年次生と２年次生および３年次生。

但し、以下のものを除く。

① 日本ゴルフツアー機構(以下 JGTO)主催の QT を 4 年次で受験する者。
② 日本女子プロゴルフ協会(以下 LPGA)主催の QT 受験の資格を得る為のプロテストを 4 年次で受験する者。

第 6 条
競技者の義務を次のように制定する。

1. 本連盟員は、本連盟および日本学生ゴルフ連盟主催・後援競技をいかなる競技よりも優先しなければならない。
2. エチケット、ルール並びに競技管理上のあらゆる規定を熟知し、且つ厳守すること。
3. 常に学生スポーツマンとして立派な態度を保持し公正な行動をなし、言語を慎むこと。
4. ボールは公認球を使用し、ゴルフ規則アプリ、埋土袋、グリーンフォーク、スコップを常に携帯し、埋土は必ずすること。また、埋土袋には常に砂を入れておくこと。
5. 競技者、キャディーおよび応援中の部員のゴルフ場内での喫煙は厳禁。
6. スコアカードの提出は競技委員が確認するまで立ち去らぬこと。
7. 指定練習、競技および連盟が開催する会議を止むを得ない理由で欠席する場合には、欠席届の事前提出をすること。

第 7 条　参加申込の方法

1. 参加申込(エントリー)の方法
   申込締切期日までに定められた用紙にて申し込むこと。
   ① KSGU のウェブサイト上のエントリー申込用紙(Excel ファイル)をダウンロードの上、記入する。
   ② 競技会名称、団体正式名称、主将氏名、記入者氏名を記入する。
   ③ 選手氏名、学年、(該当競技はシードの有無、指定練習日の参加有無)を記入する。
   ④ 申込締切日までに連盟指定の口座にエントリー代金を振り込みの上、振込明細書を用紙に同封して提出すること。

2. 対抗戦に於ける対戦票の提出方法
   当連盟にて定められた用紙にて提出すること。
   ① 選手氏名記入。
   ② 団体正式名称、主将氏名を記入する。
   ③ 申込締切日までに連盟指定の口座にエントリー代金を振り込みの上、振込

明細書を用紙に同封して提出すること。

第３章　　大会および競技会

第８条
本連盟主催の競技を分けて対抗戦(団体)および選手権(個人)とする。なお、競技期間を１月１日から１２月３１日までとする。ただし、連盟杯においては予選と本戦の期を跨ぐことがある。

第９条
競技方法は原則としてマッチプレーもしくはストロークプレー(ともにスクラッチ)に限る。

第１０条　関西学生男子春季学校対抗戦

１．加盟男子校を１部、２部、３部、４部に分ける。
　１部は１位から６位までの６校、２部は７位から１２位までの６校、３部は１３位から１８位までの６校、４部は１９位から最下位校とする。

２．３・４部校の上位２校が２部校学校対抗戦の出場資格を得る。また、２部校学校対抗戦の１日目で上位６校が２日目に出場できる。２部校学校対抗戦の２日目の順位で２部の順位が決定し、１日目の７位は３部の１位、８位は３部の２位となる。そして、２日目１位の学校が１部校学校対抗戦の出場資格を得る。

３．競技方法および選手数は次のようにする。
　① １部、２部、３部、４部はストロークプレーとする。
　　１部は原則として５４ホールズストロークプレーとし、５名中上位４名の合計ストローク数により順位を決定する。２部は５４又は３６又は１８ホールズストロークプレーで、５名中上位４名の合計ストローク数により順位を決定する。
　　３・４部は３６又は１８ホールズストロークプレーで、４名中上位３名の合計ストロークにより順位を決定する。合計ストローク数の相等しき場合には、５番目の合計ストローク数により、更に相等しき場合には４、３、２、１番目の順に合計ストローク数の少ない学校を上位とする。
　② 選手登録は１部７名、２部７名、３部と４部は５名とする。１部は午前、午後の選手交代を認める。
　③ 最優秀選手は、全試合に出場し且つ合計ストローク数が一番少ない選手となる。
　④ 合計ストローク数の相等しき場合には、５番目の合計ストローク数により、順位を決定するが５人目の選手登録がない場合、５人目の選手が出場している学

校を上位とする。

4．新年度春季学校対抗戦迄は前年度の順位が継続される。

5．全国大学ゴルフ対抗戦出場資格は 1 部校学校対抗戦上位校で、日本学生ゴルフ連盟の定めた校数とする。

第１１条　関西学生男子秋季学校対抗戦

1．加盟校１部、２部、３部、４部に分けて行う。

2．競技方法および選手数は次のようにする。

① １部はマッチプレーで行い、午前シングルス、午後ダブルス(フォアボール・マッチプレー)とする。それぞれの勝利校に勝ち点３点、引き分け１点とし、勝点の多い学校を上位とする。但し、勝点が相等しき場合はポイント数の合計の多い学校を上位とし、またポイント数相等しき場合は、全試合のアップ数の合計の多い学校を上位とし、またアップ数相等しき場合には残りホールの多い学校を上位とし、また残りホール数も相等しき場合には春季学校対抗戦の上位校を上位とする。

② １部の選手登録は１２名までとする。

・1 部の午前、午後の選手交代を認める。

・1 部の最優秀選手は、全試合出場且つシングルス・ダブルスの勝利数が一番多い選手とする。

③ 1 部のシングルスで勝利すれば 1 ポイント獲得することができ、ダブルスで勝利すれば 2 ポイント獲得することができ、獲得ポイントの合計の多い学校を勝利とする。引き分けの場合はそれぞれ半分のポイントを得る。

④ ２部以降の試合方法は春季学校対抗戦と同じとする。但し 2 部の 2 日目 1 位の学校が、1 部校 6 位の学校との１・２部校入れ替え戦の出場資格を得る。

3．入れ替え戦

① 1 部・2 部入れ替え戦の競技方法は 1 部の形式による。尚、引き分けの場合は１部、2 部の入れ替えは行わない。

4．常陸宮杯争奪全日本大学ゴルフ選手権競技の出場資格は 1 部リーグ上位校で、日本学生ゴルフ連盟の定めた校数とする。

第１２条　関西学生女子学校対抗戦

1．加盟校を 1 部、２部各部に分ける。
1 部は 1 位から 6 位までの 6 校、2 部は 7 位以降とする。

2．毎年 2 回春秋に行う。

3．競技方法および選手数は次のようにする。

① １部は原則として、1 日１８ホールズ 2 日間トータル３６ホールズストローク

プレーとし、5名中上位4名の合計ストローク数により順位を決定する。1日目上位6位までの学校が2日目に進むことができる。
但し、合計ストローク数の相等しき場合には、5番目の合計ストローク数により、更に相等しき場合には4、3、2、1番目の順にそれぞれ合計ストローク数の少ない学校を上位校とする。但し試合は2部、1部の順に行われ入れ替え戦を兼ねる。また、2部の試合で1位・2位となった学校は、その後にある1部の試合の出場権を得る。

② 2部は、原則として18ホールズストロークプレーとし、4名中上位3名の合計ストローク数により順位を決定する。但し、合計ストローク数の相等しき場合には、1部形式で順位を決定する。

③ 選手登録は1部7名、2部5名とする。

④ 最優秀選手は、全試合に出場し且つ合計ストローク数が一番少ない選手とする。

4．全国女子大学ゴルフ対抗戦の出場資格は、春季1部校学校対抗戦上位校で日本学生ゴルフ連盟の定めた校数とする。

5．常陸宮妃杯争奪日本女子大学ゴルフ選手権競技の出場資格は、秋季1部上位校で日本学生ゴルフ連盟の定めた校数とする。

第13条　関西学生男子連盟杯

1．毎年1回春季に行う。

2．3日間54ホールズストロークプレーとし、予選を経た65位タイまでの選手と本戦シード選手によって本戦を行う。

3．5位タイまでの選手は関西学生ゴルフ選手権本戦の出場資格を得る。

4．優勝者は次年度の関西学生連盟杯本戦の出場資格を得る。

第14条　関西学生ゴルフ選手権[関西ゴルフ連盟(以下 KGU)主催]

1．毎年1回日本学生ゴルフ選手権以前に行う。

2．本戦の試合方法は KGU の指示に従い、選考を経た96名の選手によって本戦を行う。(本戦シード選手を含む)

3．予選は原則として18ホールズストロークプレーとし、220名内外の選手によって行う。

第15条　関西学生男子会長杯

1．毎年1回秋季に行う。

2．3日間54ホールズストロークプレーとし、選考を経た50位タイまでの選手と本戦シード選手によって本戦を行う。

3．会長杯までの年間ポイントランキング上位20名並びに 8 月度月例競技終了時点

の月例ポイントランキング上位５名の選手が本戦シードの出場資格を得る。

４．予選は原則として１８ホールズストロークプレーとし、２００名内外の選手によって行う。

５．上位５名は来年度の関西学生ゴルフ選手権の出場資格を得る。(次年度の出場資格がない者は除く)

６．優勝者は次年度の関西学生会長杯本戦の出場資格を得る。

第１６条　関西学生男子新人戦

１．毎年３回春季、夏季、秋季に行う。

２．当連盟登録３年目迄で且つ関西学生男子新人戦を除く関西学生ゴルフ連盟主催競技の本戦出場資格を獲得したことがない選手によって行う。(関西学生ゴルフ選手権を含む)

３．原則１８ホールズストロークプレーとし、１４０名内外の選手によって行う。

４．春の優勝者は本年度関西学生ゴルフ選手権の出場資格を得、５位迄の選手は本年度関西学生ゴルフ選手権予選の出場資格を得る。
夏の優勝者は本年度関西学生男子会長杯の出場資格を得、５位迄の選手は本年度関西学生男子会長杯予選の出場資格を得る。
秋の優勝者は次年度関西学生男子連盟杯の出場資格を得、５位迄の選手は次年度関西学生男子連盟杯予選の出場資格を得る。

第１７条　マンスリー(関西学生男子月例杯)

１．毎年５回行う。

２．１８ホールズストロークプレーとし、各試合それぞれ６０名内外の選手によって行う。

３．各月例杯の月例ポイントランキングにおいて、競技委員長が定めた人数(有資格者を含む)が月例大会の出場資格を得る。(８月の月例杯終了時点で発表する)

４．第１回～４回の月例ポイントランキング上位５名は関西学生男子会長杯の出場資格を得る。

第１８条　グランドマンスリー(関西学生男子月例大会)

１．１８ホールズストロークプレーとし、６０名内外の選手によって行う。

２．各関西学生男子月例杯の上位３位までの選手は出場資格を得る。

３．委員会の定めた、第１回～５回の月例ポイントランキングにより出場資格を決定する。

４．月例大会の上位３名は次年度関西学生男子連盟杯の出場資格を得、上位５名まで次年度関西学生男子連盟杯予選の出場資格を得る。

５．月例大会の上位者が４年生であった場合、出場資格の繰り下げを行う。

第１９条　関西学生女子連盟杯

１．毎年１回春季に行う。

２．２日間３６ホールズストロークプレーとし、予選を経た４５位タイまでの選手と本戦シード選手によって本戦を行う。

３．３位までの選手は関西女子学生ゴルフ選手権本戦の出場資格を得る。

４．優勝者は次年度の関西学生女子連盟杯本戦の出場資格を得る。

第２０条　関西女子学生ゴルフ選手権(KGU 主催)

１．毎年１回日本女子学生ゴルフ選手権以前に行う。

２．本戦の試合方法は KGU の指示に従い、選考を経た４８名の選手によって本戦を行う。(本戦シード選手を含む)

３．予選は原則として１８ホールズストロークプレーとし、１５０名内外の選手によって行う。

第２１条　関西学生女子会長杯

１．毎年１回秋季に行う。

２．２日間３６ホールズストロークプレーとし、選考を経た２５位タイまでの選手と本戦シード選手によって本戦を行う。

３．会長杯までの年間ポイントランキング上位１５名並びに 8 月度月例競技終了時点の月例ポイントランキング上位３名の選手が本戦シードの出場資格を得る。

４．予選は原則として１８ホールズストロークプレーとする。

５．優勝者は次年度の関西学生女子会長杯本戦の出場資格を得る。

第２２条　関西学生女子新人戦

１．毎年３回春季、夏季、秋季に行う。

２．当連盟登録３年目迄で且つ関西学生女子新人戦を除く関西学生ゴルフ連盟主催競技の本戦出場選手以外の選手によって行う。(関西女子学生ゴルフ選手権を含む)

３．原則１８ホールズストロークプレーとし、９０名内外の選手によって行う。

４．春の優勝者は本年度関西女子学生ゴルフ選手権の出場資格を得、５位迄の選手は本年度関西女子学生ゴルフ選手権予選の出場資格を得る。
夏の優勝者は本年度関西学生女子会長杯の出場資格を得、５位迄の選手は本年度関西学生女子会長杯予選の出場資格を得る。
秋の優勝者は次年度関西学生女子連盟杯の出場資格を得、３位迄の選手は次年度関西学生女子連盟杯予選の出場資格を得る。

第２３条　マンスリー(関西学生女子月例杯)

１．毎年５回行う。

２．１８ホールズストロークプレーとし、各試合それぞれ５０名内外の選手によって行う。

３．各月例杯の月例ポイントランキングにおいて、競技委員長が定めた人数(有資格者を含む)が月例大会の出場資格を得る。（８月の月例杯終了時点で発表する）

４．第１回～４回の月例ポイントランキング上位５名は関西学生女子会長杯の出場資格を得る。

第２４条　グランドマンスリー(関西学生女子月例大会)

１．１８ホールズストロークプレーとする。

２．委員会の定めた、第１回～５回の月例ポイントランキング３０位以内の選手かつ１００ストローク未満の選手によって行う。

３．各関西学生女子月例杯の上位２位までの選手は出場資格を得る。

４．月例大会の上位２名は次年度関西学生女子連盟杯の出場資格を得、上位３名まで次年度関西学生女子連盟杯予選の出場資格を得る。

５．月例大会の上位者が４年生であった場合、出場資格の繰り下げを行う。

第２５条　ポイント

ポイントを付与する試合および配分方法は、シード方法の欄に別に定める。

第２６条　監督・コーチのコース内立ち入りについて

１．競技委員会が許可を出した試合に限り、監督、コーチの立ち入りを許可する。

２．監督・コーチのコース内立ち入りおよびアドバイスについて団体競技において、各チームは競技委員会の許可を得て、連盟に登録されている監督・コーチのいずれか２名を選任し、そのうち１名はコース内に立ち入りアドバイスすることができる。残りの１名はコース内立ち入ることのみ許可する。

３．監督・コーチの選任が不可能な場合は、前日のアピアまでに競技委員会の許可を得て、当該学校の関係者を１名コース内に立ち入りアドバイスさせることができる。

第２７条　キャディーの使用について

１．関西学生男子１、２、３、４部校学校対抗戦および、関西女子学生１、２部校学校対抗戦において選手１人につき１名帯同キャディーをつけることができる。

２．キャディーを行うことができるのは、連盟員登録をしている学生に限る。

３．キャディーはラウンド前に学連に連盟員証を預けなければならない。

４．キャディーのラウンド途中の交代は認めない。

第２８条　悪天候時の対応について

１．関西学生春季学校対抗戦において、悪天候により競技が短縮になった場合、１ラウンド以上経過した段階で競技を成立とする。なお１、２部校学校対抗戦では５名中３名以上が１ラウンド以上経過した段階で競技を成立とし、３、４部校学校対抗戦では４名中２名以上が１ラウンド以上経過した段階で競技を成立とする。また競技が成立しなかった場合は、本対抗戦開催前の順位を優先する。

２．関西学生女子学校対抗戦において、悪天候により競技が短縮になった場合、１ラウンド以上経過した段階で競技を成立とする。なお１部校学校対抗戦では５人中３人以上が１ラウンド以上経過した段階で競技を成立とし、２部校学校対抗戦では４人中２人以上が１ラウンド以上経過した段階で競技を成立とする。また競技が成立しなかった場合は、本対抗戦開催前の順位を優先する。

３．関西学生秋季１部校学校対抗戦において、悪天候により競技が短縮になった場合の対応を以下に明記する。

① 当日の対戦において、シングルスの対戦を優先する。

② シングルス４組以上が１０ホール以上消化した段階で勝敗を決することができる。その時のアップ数により勝敗を決する。

③ ダブルスも２組以上が１０ホール以上消化した場合、その時のアップ数により勝敗を決する。１０ホール以上の消化が２組に満たなかった場合、シングルスのポイントのみで勝敗を決する。

④ ある対戦は勝敗を決することができ、ある対戦は勝敗を決することができない場合も勝敗を決した大学はポイントを獲得でき、決しない大学は ポイントなしとする。

⑤ 悪天候時で、当日の対戦が中止になった場合、全大学ポイントなしにする。

⑥ 最終結果にタイが生じた場合は、本対抗戦開催前の順位を優先する。

⑦ シングルスのみであればシングルスの結果で勝敗を決する。

第２９条　罰則

１．指定練習日は該当協議開催日として扱う。但し、指定練習日のスタート遅刻者は該当競技失格とならないが、原則としてラウンドできない。

２．失格・出場停止・期限

イ）競技開催日の無断欠席者は競技失格者として６ヶ月出場停止とし、指定練習日の無断欠席者は３ヶ月間出場停止とする。

ロ）スタート時刻遅刻者、埋土袋、スコップ、グリーンフォーク、ゴルフ規則アプ

リ不携帯者は当該競技のみ失格とする。

ハ) 競技会場において、喫煙した者は６ヶ月間の出場停止とする。

ニ) 学生ゴルファーとして不名誉な行為を行った者およびクラブは、学生委員会の会議を経て譴責、または期限付き出場停止、もしくは除名とする。

ホ) その他、競技委員が協議して、協議継続および参加不適当と認めた者は競技失格者として期限付き出場停止とする。

ヘ) 出場停止の他、処分の決定は委員長が最終決定を行う。

３．服装

服装規定は別にこれを定める。

４．各競技で失格した者は、本連盟主催・後援競技においてのシード権を剥奪される。但し、遅刻、埋土袋、スコップ、グリーンフォーク、ゴルフ規則アプリおよび連盟員証不携帯者を除く。

５．日本学生ゴルフ連盟主催・後援競技における失格者に対して、本連盟もその処置をもって失格者とする。

第３０条　本規定の改正

本規定の改正は学生委員会の３分の２以上の賛成を必要とする。

(施行)

平成３０年１月制定

令和３年７月改訂

令和４年３月改訂

令和５年６月改訂

令和６年２月改訂

令和７年２月改訂

関西学生ゴルフ連盟